

長期優良住宅建築等計画認定申請の 手数料を変更します

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が改正され、令和4年2月20日より施行されることから、朝霞市では長期優良住宅建築等計画認定申請の手数料を変更します。

【法改正の主な内容】

1) 申請の添付要件である適合証が廃止となり、住宅の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書による認定審査となります。

※品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書も添付要件から削除されます。

2) 共同住宅の認定が「住戸単位」から「住棟単位」に変更します。

3) 災害配慮基準（区域）が加わります。

- ・地すべり防止区域 …R4.2.20時点は市内に該当はありません。
- ・急傾斜地崩壊危険区域 …R4.2.20時点は市内に該当はありません。
- ・土砂災害特別警戒区域 …危機管理室で確認してください。

上記に該当する区域では、長期優良住宅を計画することはできません。

【手数料の改正内容】

上記の改正を受けて、建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物の長期優良住宅建築等計画認定手数料が、下記のとおり改正となります。

なお、建築基準法第6条第1項第1号～第3号に該当する建築物を計画されている方は埼玉県川越建築安全センター（TEL 049-243-2102）にご確認ください。

現行の手数料	改正後の手数料
適合証による申請 6,000円	廃止（経過措置あり）
品確法第6条第1項 設計住宅性能評価書の活用による申請 23,000円	品確法第6条の2第3項確認書による申請 8,000円 同条第4項の住宅性能評価書による申請 8,000円
上記以外のルート	上記以外のルート（金額改正なし）

※建築基準関連規定適合の審査の申出を伴う認定手数料、譲渡人の決定に伴う変更認定手数料、地位承継の承認手数料の変更はありません。

【施行期日】 令和4年2月20日

【担当】 朝霞市開発建築課住宅政策係
電話 048-423-3854